

第八次長野市行政改革大綱(案)に対する市民意見等の 募集結果及び大綱(案)の決定について

市民意見等の募集（パブリックコメント）の概要

◆ 実施概要

第八次長野市行政改革大綱について、長野市行政改革推進審議会からの答申を受け、大綱（案）に対するパブリックコメントを実施したものの

◆ パブリックコメントの実施方法

- 募集期間 令和5年1月30日（月）～令和5年2月20日（月）
- 閲覧及び意見
用紙配布 市ホームページ掲載、総務部総務課、行政資料コーナー
各支所
- 意見提出方法 ながの電子申請サービス、電子メール、郵送、FAX
持参（閲覧窓口）

パブリックコメントの結果

◆ 市民意見等

- 大綱（案）に対する意見等提出者数 0人
- 大綱（案）に対する意見等の件数 0件
- 意見等に対する市の対応

対応区分	対応方針	件数
1	大綱案を修正追加する	0
2	大綱案に盛り込まれており、修正しない	0
3	大綱案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする	0
4	検討の結果、大綱案を修正しない	0

- その他（大綱に直接関係しない要望等）
 - ・子育て環境の充実や福祉サービスの拡充に関する要望 1人
子育て世代が外出する場所、親子が体験し、楽しめる施設の確保
 - ・民間団体等が提供する事業に関する紹介 1人
地方都市の外貨獲得のための人材育成に関するもの